

第 2 港則法

1 概 説

港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的に、昭和23年7月15日法律第174号として制定されました。

海上交通ルールを定めた法律は、他に海上衝突予防法、海上交通安全法がありますが、港則法は海上衝突予防法の特別法として、港内の狭い水域に特別のルールを設け、船舶交通という公共の秩序を維持する行政警察法規で、海上交通取締法規です。

港則法には、次のような事項が定められております。

- (1) 入出港及び停泊に関すること。
- (2) 航路及び航法に関すること。
- (3) 危険物の荷役及び運搬に関すること。
- (4) 水路の保全に関すること。
- (5) 灯火、信号及び私設信号に関すること。
- (6) 工事・作業等に関すること。
- (7) 船舶交通の制限に関すること。

2 適用港、特定港

港則法の適用港は、同法第2条に基づき政令で定められており、令和5年10月現在、全国で500港ありますが、このうち、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港を「特定港」と定めており、全国で87港あります。

特定港には、港長を配置して、法の目的を達成するために届出の受理、停泊場所の指定、危険物荷役や工事作業の許可等の事務を行っています。

大阪府下の適用港は、阪神港（大阪区、堺泉北区）、阪南港、泉州港及び深日港の4港となっており、うち阪神港、阪南港、泉州港が特定港となっています。

3 特定港における規制等

(1) 許可

- ・ 港内移動（法第6条）
- ・ 危険物の荷役、運搬（法第22条）
- ・ 私設信号の設定（法第28条）
- ・ 工事・作業（法第31条）
- ・ 行事（法第32条）
- ・ 竹木材の水上荷卸、筏係留、筏運行（法第34条）

(2) 命令、指揮

- ・ びょう地の指定（法第5条第2項）
- ・ 係留施設の使用の制限、禁止（法第5条第6項）
- ・ 修繕、係船に対する措置（法第7条）
- ・ 船舶に対する移動命令（法第9条）
- ・ 停泊の制限（法第10条、規則第6条、第30条）
- ・ 危険物積載船舶に対する措置（法第20条、第22条）
- ・ 水路保全の措置（法第23条）
- ・ 工事作業等の許可に対する措置（法第31条第2項）
- ・ 漁ろうの制限（法第35条）
- ・ 灯火の制限（法第36条）
- ・ 喫煙等の禁止（法第37条）
- ・ 船舶交通等の制限（法第38条、第39条）
- ・ 原子力船に対する規制（法第40条）
- ・ えい航の制限（規則第9条、第31条）
- ・ 港長が提供する情報の聴取（法第41条）
- ・ 航法の遵守及び危険の防止のための勧告（法第42条）

(3) 届出

- ・ 入出港の届出（法第4条、規則第1条）
- ・ 係留施設の使用届（法第5条第5項、規則第4条第4項）
- ・ 移動の届（法第6条第2項）
- ・ 修繕、係船の届（法第7条）
- ・ 海難発生時の報告（法第24条）
- ・ 進水、入出渠届（法第33条）
- ・ 管制水路航行予定時刻等の通報（法第38条第2項）